

○郡山市客引き勧誘行為等の防止に関する条例

平成19年12月25日

郡山市条例第43号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所等において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける風俗関連の営業に係る客引き等を防止し、もってその生活の安全と平穏を保持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 客引き 相手方を特定して、営業に係る客となるように、人を誘う行為をいう。
- (2) 勧誘 相手方を特定して、役務の従事者となるように、人を誘う行為をいう。
- (3) 誘引 不特定の者に呼びかけ、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して、営業に係る客又は役務の従事者となるように、人を誘う行為をいう。
- (4) 接待 歓乐的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすことをいう。
- (5) 風俗案内 次に掲げる営業に関する情報の提供を受けようとする者(次条第2項において「利用者」という。)の求めに応じ、有償又は無償で当該情報を提供することをいう。
 - ア 接待をして、飲食をさせる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業
 - イ 人の性的好奇心をそそる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)をする営業
- (6) 公共の場所等 道路、公園、広場、駅、駐車場、興行場、飲食店その他の公衆が通行し、又は出入りできる場所又は施設をいう。

(客引き又は誘引の禁止)

第3条 何人も、市長が指定する区域(以下「指定区域」という。)内の公共の場所等において、次に掲げる行為の提供を受ける客となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

- (1) 接待をして、飲食をさせる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)
 - (2) 人の性的好奇心をそそる行為の提供(当該行為の提供をするかのように仮装している場合を含む。)
- 2 前項に規定するもののほか、何人も、指定区域内の公共の場所等において、風俗案内の利用者となるように、客引き又は誘引をしてはならない。

(勧誘又は誘引の禁止)

第4条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、次に掲げる行為をする役務の従事者となるように、勧誘又は誘引をしてはならない。

- (1) 接待をして、飲食をさせる行為
- (2) 人の性的好奇心をそそる行為
- (3) 人の性的好奇心をそそる写真、映像等を撮影するための被写体となる行為

(客待ちの禁止)

第5条 何人も、指定区域内の公共の場所等において、第3条の規定による客引き若しくは誘引又は前

条の規定による勧誘若しくは誘引をする目的で、当該行為の相手方となるべき者を待つてはならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第3条又は第4条の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は200,000円以下の罰金に処する。

2 常習として第3条又は第4条の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第9条 この条例の適用に当たっては、市民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和6年郡山市条例第40号)抄